

(別紙)

奈良市政治倫理審査会条例の一部を改正する条例（案）

奈良市政治倫理審査会条例（平成 年奈良市条例第 号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例」という。)」の次に「及び奈良市議会議員の政治倫理に関する条例（平成 年奈良市条例第 号。以下「議員条例」という。)」を加える。

第2条第1項を次のように改める。

審査会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 市長等条例第14条第2項に規定する調査の請求に係る調査に関すること。

(2) 議員条例第6条第2項に規定する調査の請求に係る調査に関すること。

第2条第2項中「建議することができる」を「建議するものとする」に改める。

第6条第2項中「市長」を「市長又は市議会議長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「第14条第2項」の次に「又は前項」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、市議会議長から議員条例第6条第2項の規定により調査請求書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、審査会に調査を求めなければならない。

第6条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、前項の規定により市議会議員に係る調査報告書の提出を受けたときは、その写しを速やかに市議会議長に送付しなければならない。

第7条第1項中「前条第1項」を「前条第2項」に、「教育長」を「教育長又は市議会議員」に改め、同条第2項中「市長」を「市長、市議会議長」に改め、同条に次の1項を加える。

4 市長は、前項の報告に係る者が市議会議員であるときは、その旨を市議会議長に通知するものとする。

第8条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは議員条例第6条第1項」

を加え、同条第2項中「市長」を「市長、市議会議長」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。